

# ワンストップ特例制度の確認書類について

【申請書に個人番号（マイナンバー）の記入】と【個人番号確認と本人確認の書類の写しの添付】が必要です。  
以下の①～③いずれかのパターンで、番号確認と本人確認のための書類を、申請書と一緒に郵送してください。  
この用紙を確認書類（写）添付台紙としてご利用ください。

## ①マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方

※マイナンバーカードの表面と裏面の写しを貼ってください。

〔マイナンバーカードの表面の写し〕

+

〔マイナンバーカードの裏面の写し〕

## ②通知カードをお持ちの方

※通知カード表面の写し（ただし裏面に転居先等の記載がある場合は両面）と身分証明書の写しを貼ってください。

〔通知カードの表面の写し〕

※通知カードの裏面に転居先等の記載がある場合は、  
裏面の写しが必要です

+

〔身分証明書の写し〕

- 運転免許証 ● 公的医療保険の被保険者証
- パスポート ● 身体障害者手帳
- 在留カード ● 特別永住者証明書

などのうちいずれか1つ

※顔写真、氏名、生年月日、住所が確認できるようにコピーしてください

※通知カードの裏面に転居先等の記載がある場合は、  
裏面の写しが必要です

## ③マイナンバーカードも通知カードもお持ちでない方

※個人番号が記載された住民票の写しと身分証明書の写しを貼ってください。

〔個人番号が記載された住民票の写し〕

+

〔身分証明書の写し〕

- 運転免許証 ● 公的医療保険の被保険者証
- パスポート ● 身体障害者手帳
- 在留カード ● 特別永住者証明書

などのうちいずれか1つ

※顔写真、氏名、生年月日、住所が確認できるようにコピーしてください

※通知カードの裏面に転居先等の記載がある場合は、  
裏面の写しが必要です

※上記の身分証明書のコピーの郵送が困難な場合は、以下の書類を2つ以上コピーして郵送してください。

- 健康保険被保険者証 ● 後期高齢者医療被保険者証 ● 年金手帳 ● 医療受給者証など

※ワンストップ特例申請書の住所と確認書類の住所は同一ですか？

住所の確認がとれない場合は、不備となり受理することができませんので、  
再度ご確認をお願いいたします。